

基本目標2：本人の意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実

(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。共通計画 P42・43

現状
<p>【権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場】</p> <p>○市：市の福祉相談課、あんしん粕江及び地域包括支援センター等が連携して、個々のケースについて権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討しています。</p> <p>【家族や関係機関からの情報収集】</p> <p>○市：市のいずれの窓口でも、必要に応じて相談者以外の家族、関係機関からの情報収集を行っています。</p> <p>○地域包括支援センター：本人の同意を得て、家族や関係事業所からも聞き取りを行うことで、本人の権利擁護の必要性や判断力等の見立てを実施しています。</p> <p>【虐待や権利侵害に対応するための検討の場】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、高齢者支援事例進捗管理会議を開催しています。 ・随時、個別ケース会議も開催しています。 ・検討の場及び仕組みの整備は行っていません。 <p>【職員、関係機関の研修】</p> <p>○市：高齢者虐待については高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議専門機関代表者会議にて現状や課題について共有しています。</p> <p>【権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング】</p> <p>○市：介護保険サービス等で地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員を中心にモニタリングしていますが、福祉サービスを利用していない方のモニタリングは行っていません。</p> <p>○あんしん粕江：直接本人のモニタリングは行わず、本人を支援する人のモニタリングを実施し、必要に応じて連携し対応しています。</p> <p>○地域包括支援センター：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居場合、ケアマネジャーが付いているようであればモニタリングや変化の気付きは可能ですが、そうでない場合のモニタリングの手段や見守りの社会資源については、充足することができていません。 ・権利擁護にかかわらず、支援の必要な人については直接・間接的に継続した状況確認を実施します。 ・権利擁護や成年後見制度の利用に至らなかったとしても、ほとんどが生活上の支援が必要な方なので、介護保険サービス等定期的に人と関わられるような支援を提案し、提供する体制を作るようにしています。
課題
<p>【権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場】</p> <p>○市：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と関係機関が連携して、個々のケースについて権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性について検討していますが、このような検討の場を仕組みとして整備する必要があります。 ・仕組みとして整備する場合には、必要に応じて専門職が検討の場に参加できるようにすること、現状の検討の場のメリットを活かすこと、専門職への報償費の支払等について検討する必要があります。 <p>【家族や関係機関からの情報収集】</p> <p>○市：経済的虐待に該当するケース等情報収集が難しい場合もあります。</p> <p>○あんしん粕江：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の権限がありません。 ・基本は家族や本人の同意のもと行っていますが、今後書面等で同意を取る必要があるか検討が必要です。

課題（続き）

【家族や関係機関からの情報収集（続き）】

○地域包括支援センター：

- ・医療機関につながっていない方に対して、つなぐまでの支援に時間を要することが多いです。
- ・認知症支援を担っている市担当課と連携する必要があります。
- ・家族間等で意向のずれがあった場合に、十分な聞き取りが行えない場合があります。
- ・権利擁護支援や成年後見制度について、ケアマネジャーによっては知識や理解度が低い方もあり、近い目線で相談者を見ることができていないことがあります。

【虐待や権利侵害に対応するための検討の場】

○市：既存の会議体等を活用した仕組みを検討していく必要があります。

【職員、関係機関の研修】

○市：支援の現状等を踏まえて、研修内容を検討する必要があります。

【権利擁護支援や成年後見制度の利用に至らなかった人のモニタリング】

○市：現状のモニタリング体制等を活用した仕組みを検討していく必要があります。

○あんしん泊江：関係機関からあんしん泊江に制度利用を進めてつなげてもらうことが多いですが、関係機関の専門職の理解や力量で制度の利用に至っていない人が相当数いると想定されます。

○地域包括支援センター：

- ・介護保険サービスにつながっていない場合の見守り手段が少ないです。
- ・介護サービス等にもつながらないケースで、自立できていれば、都営泊江団地についてはこまほっとシルバー相談室泊江団地が、多摩川住宅についてはこまほっとシルバー相談室多摩川住宅が見守り訪問をしていますが、それ以外の地域については再度相談があるまで特に地域包括支援センターからアプローチしていません。
- ・医療機関、銀行、商店等からの情報提供ルートを確立させる必要があります。
- ・制度利用に至らない要因によっては、モニタリング期間が長くなり、その結果として見守り対象者の増加につながるおそれがあります。

①【新規】市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。

事業	a 泊江市権利擁護支援・検討会議を設置し、権利擁護支援についての判断を行います。		
将来像	泊江市権利擁護支援・検討会議（以下「支援・検討会議」といいます。）において、市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、本人の権利擁護支援についての判断が適切に行われています。		
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
支援・検討会議の設置に向けた検討		支援・検討会議の設置	—
		支援・検討会議による権利擁護支援についての判断	継続